

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年10月15日（火）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について (申請件数 2件)

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 1件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 5件)

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	前原 光智
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	辻 陸人

午後4時開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本
日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会
総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しております
ので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名で
よろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

異議なしと認め、4 番山田伸一委員と 1 0 番内野一彦委員以上 2 名の方をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、2 件ございました。

申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 6 年 3 月 9 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 9 月 1 5 日になります。

申請番号 2 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 3 0 年 1 月 1 2 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 1 0 月 1 5 日になります。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

本日、午後 2 時 2 0 分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、クリ、カキが栽培されておりました。②の農地は、クリ、カキが栽培されておりました。③の農地は、サトイモ、オクラ、ナスが栽培されておりました。④の農地は、ネギが栽培されておりました。⑤の農地は、ダイコン、タマネギ、ハウレンソウが栽培されておりました。⑥⑦⑧の農地は、作付

議 長
(加藤 武君)

け準備中でした。⑨の農地は、ウメが栽培されておりました。⑩の農地は、クリが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号２番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。②の農地は、ニンジン、サツマイモ、ブロッコリーが栽培されておりました。

以上のことから、議案第１号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

１番の申請地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、山田委員。

４ 番
(山田 伸一君)

２番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないので、議案第１号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第１号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第２号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、１件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件ございます。

申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和6年8月21日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件ございます。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑でございます。転用目的は、共同住宅用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理

事務局
(井上ひとえ君)

について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番・2番・4番が住宅用地、申請番号3番が店舗、申請番号5番が道路でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、2番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくをお願いします。

他にございませんか。

はい、荻野委員。

1番
(荻野 光徳君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、峰岸委員

3番
(峰岸 豊君)

4, 5番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)
委員

他にございませんか

なし。

議長

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規

(加藤 武君)

定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第10回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時13分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和6年10月15日

会 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩